

基本目標2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

方向性（1）相互理解の推進



現状と課題

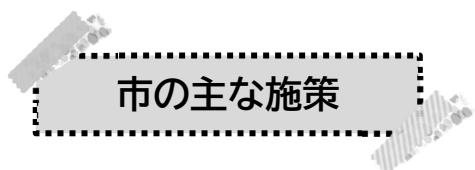
近年、全国的に高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加しています。また、障害者手帳所持者数も増加傾向にある中で、不当な差別・偏見の防止が一層重要となっています。

本市においても、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向となっており、障害者手帳所持者数は全体で増加傾向にあります。

施策の方向性

地域共生社会を実現するためには、誰もがお互いに尊重し合うことが必要となります。考え方の違いを理解・尊重し、自分の考えを伝えることができる社会の実現に努めます。

また、認知症の正しい理解や、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、さまざまな機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。



【地域福祉への理解促進と地域交流の推進】

地域福祉に関する理解と関心を深められる講演会などを実施します。また、小・中学校の総合的な学習の時間において、アイマスク体験・車いす体験等を実施するなど、支え合いや助け合いの気持ちの醸成、社会参加の機会を推進していきます。

主な事業	事業概要	担当課
地域福祉講演会の開催	市民が地域福祉について理解、興味を持つ機会を作るため、地域福祉講演会を開催します。	福祉相談課
障害者理解の促進	ふれあいスポーツ大会、障害者週間啓発事業、障害福祉施設自主製作品展示販売会等を実施し、障害者理解の促進を図ります。	障害福祉課
園庭開放（いっしょにあそぼう保育園で）	未就園児のこどもも保育園で遊ぶことができるよう、市内公設保育園で、毎月2回園庭を開放します。	保育課



【認知症への理解の促進】

認知症に関する理解を深めるための普及啓発活動や、認知症の予防、重症化の防止に向けた取組を進めるとともに、認知症になっても尊厳と希望を持ちながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らし続けられるよう、本人や家族に寄り添った適切な支援に向けた取組を推進します。

主な事業	事業概要	担当課
認知症への理解の促進	認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などのほか、認知症月間（毎年9月）に合わせた周知イベントを実施するなど、認知症への理解促進を図ります。	長寿はつらつ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
地域福祉講演会参加者数	48人	170人

社協の主な施策

【地域福祉に関する理解の拡充】

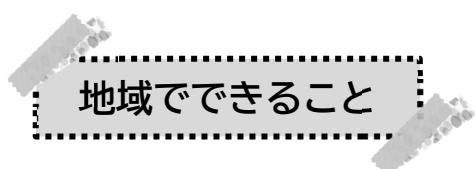
地域の様々なコミュニティ、また教育現場である学校などで福祉教育を推進し、多様な人々と交流する機会を提供します。また、地域住民を対象とした出前講座を実施し、福祉に関する理解と知識を深めます。

主な事業	事業概要
福祉教育の推進	幅広い世代が地域福祉への関心を持ち、また、小・中・高等学校などの学習において福祉への理解を深め、助け合いの気持ちを醸成できるよう、地域と連携した実践的な福祉教育を実施し、多様な人々が福祉活動を「知る」、「体験する」機会を創出します。
教職員等を対象とした研修会の実施	学校教育現場における福祉教育の推進には、教職員等の協力が不可欠であるため、教職員や地域の福祉教育に係る地域住民を対象に研修会を実施し、福祉に関する知識・理解の向上を推進します。
出前講座の実施	団体や企業など、様々な活動の場に社協職員が出向き、社協のPR、福祉に関する講座や情報提供を行うことで、地域福祉への理解や関心を促し、福祉活動への参画を推進します。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
福祉教育実施回数	145回	150回
研修会の満足度	80%	90%
出前講座実施回数	17回	24回



【市民ができること】

- ① 講演会や体験会に参加し、理解を深めましょう。
- ② 学校や地域の福祉教育に参加・協力しましょう。
- ③ 地域の啓発イベントに関心を持ち、情報を共有しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 学校や地域団体と連携し、福祉教育や講座の実施を支援しましょう。
- ② 市民が参加しやすい講座・体験会を企画し、情報を積極的に発信しましょう。



福祉教育

■福祉教育とは？

福祉教育は、子どもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域でともに生きる力を育む、地域に暮らす全世代を対象とした取組です。

地域で生活する一人ひとりが、地域の中にどのような福祉的課題があるかを考え、解決のために行動する力を学ぶことで福祉の心を育み、「地域共生社会」の実現を進めていきます。

「福祉」とは・・・



ふ

ふだんの

く

くらしの

し

しあわせ

「ふくし」には、一人ひとりの幸せを考えるという意味があります。

■朝霞地区四市福祉教育研修会

学校教育現場での福祉教育の推進を推進していくため、学校関係者や福祉教育に協力している方々を対象に、近隣四市（朝霞市・新座市・志木市・和光市）の社会福祉協議会が協働し開催しています。



方向性（2） 権利擁護と尊厳の確保



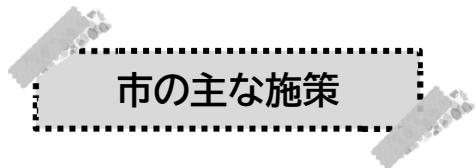
現状と課題

高齢者や障害者、子どもなどへの虐待など、重大な権利侵害の事案が全国的に増加傾向にある中で、虐待を防止するとともに、尊厳と生命・財産を守ることが重要となっています。

アンケート調査でも、身边に虐待を見聞きする割合が、特に障害福祉サービスを受ける家族で高くなっています。また、子ども・若者支援に関する優先事項としても、虐待防止対策の割合が高くなっています。

施策の方向性

認知症高齢者の増加に伴う認知症の正しい理解と、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、さまざまな機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。また、日常生活や社会生活に制限を受けている人の負担を減らしていくため、合理的配慮の提供を行っていきます。



【権利擁護の推進及び虐待やDVなどへの対応】

虐待や人権侵害の早期発見と迅速な対応を行うなど、切れ目のない支援体制を進めています。また、支援の専門性を高めるため、相談支援に関わる職員への研修等を行い、権利擁護の視点に立った対応力の向上を図るほか、地域の方々が気づき、声をあげやすい環境整備に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
障害者虐待の防止 (障害者虐待防止センター)	障害のある人への虐待について、相談、通報または届出を受けたときは、関係機関との連携により、円滑な解決を図ります。	障害福祉課
高齢者虐待の防止	高齢者虐待を発見した(通報を受けた)ときには、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、迅速な実態調査などを通じて高齢者の安全を確保します。 また、養護者による虐待の場合には、養護者を支援することにより虐待の解消を図ります。	長寿はつらつ課
児童虐待の防止 児童相談所との連携	児童相談所と連携し児童虐待対応を行い、児童虐待防止のための啓発活動を実施します。また、様々な研修を開催し、対応能力の向上を図ります。	こども家庭センター



主な事業	事業概要	担当課
女性総合相談・DV相談	女性総合相談は、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談に対応します。 DV相談は、配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談に対応します。	人権庶務課 (女性センター)

【成年後見制度の周知及び利用促進】

国の方針をふまえ、関係機関等と連携し、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
成年後見制度の利用促進	認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な人が財産管理や身上保護で不利益とならないよう、身寄りがない場合に、市長による法定後見開始の審判申立て、成年後見人等の報酬の助成等を行い、制度の利用促進や普及啓発を図ります。	福祉相談課 障害福祉課 長寿はつらつ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
中核機関の設置	検討	設置



【権利擁護事業の推進】

権利擁護について地域住民の理解の促進を図ると共に、成年後見人制度の利用促進や、福祉サービス利用援助事業を通じ、高齢者や障害者等の権利擁護に努めます。

主な事業	事業概要
権利擁護に関する周知・啓発	地域の中で福祉サービス等の支援を必要としている人や、虐待などの権利侵害を早期発見できるよう、権利擁護について周知・啓発を行い、地域住民の理解の促進を図ります。
法人後見事業の実施	法定代理人として財産管理、身上保護などの法律行為を行い、その権利を擁護することを目的に、成年後見人となる法人後見事業を実施します。
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の実施	住み慣れた地域の中で、日常生活を営むのに不安を抱えている高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助を行います。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
成年後見制度に関する周知・啓発回数	16回	29回
受任件数	-	7件
福祉サービス利用援助事業の利用人数	10人	12人

地域でできること

【市民ができること】

- ① 虐待や人権侵害に気づいたら、ためらわずに相談機関に知らせましょう。
- ② 成年後見人制度など権利擁護について学び、自分や家族の暮らしに備えましょう。
- ③ 近所の高齢者や障害のある人に関心を持ち、声かけや見守りを心がけましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 職員研修や情報共有を通じて、権利擁護についての理解を深めましょう。
- ② 団体間で、お互いの得意分野を共有し、連携して支援ができるよう努めましょう。



子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」であるとされています。

これらの原則は、日本のことどもに関する基本的な法律である「ことども基本法」にも取り入れられています。

■4つの原則とは！

1 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利

(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重

(子どもが意味のある参加ができるこ)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



方向性（3） 社会参加とつながりづくりの支援



現状と課題

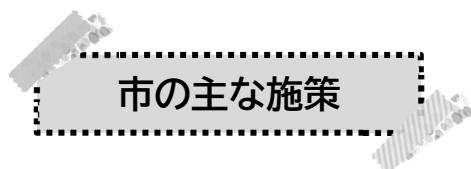
地域のつながりが希薄化する中、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。

本市でも、自治会・町内会加入率は年々低下傾向となっており、アンケート調査でも、近所付き合いは5年前と比べて減った、とする割合が高くなっています。また、ご近所付き合いというものが足りていないことが様々な問題につながっているのではないか、との意見も見られることから、地域住民同士の交流の場や交流機会の創出が課題です。

施策の方向性

誰もが身近な地域で、文化・スポーツ・健康づくり等の活動による社会参加や地域との交流によるつながりづくりができる機会の確保を目的に、情報提供や各種事業を実施します。

また、孤独や孤立の状態にある方を地域で早期に気付き、児童館運営や交流事業など様々な形で参加や交流につなげられるよう、関係機関や地域団体と連携し、見守りや居場所づくり、参加のきっかけとなる活動を支援します。



【地域で育む社会参加と共生の場づくり】

スポーツ大会や文化活動など、地域の中で気軽に参加できる機会を広げ、誰もが安心して過ごせる居場所や地域で支え合うつながりづくりを進めます。また、児童館を学校に行きづらい小中学生の居場所として活用するとともに、老人福祉センター等との交流事業を実施することで、こども・若者への居場所の提供や地域とのつながりを支援します。

主な事業	事業概要	担当課
生きがい活動支援事業	高齢者のスポーツ参加への支援や高齢者地域交流室の運営等により、高齢者が身近な地域で生きがいづくりに積極的に取り組めるよう、活動に参加しやすい環境づくりを進めます。	長寿はつらつ課
こども・若者の居場所づくりの推進	こども・若者が地域社会で自由に遊びを体験し、豊かな人間性や社会性を育み、健全な成育環境を確保するため、児童館などの充実を進めます。	こども未来課



【多文化共生への理解の促進】

市民活動団体や関係機関との連携を深め、生活に必要な情報が適切に周知されるよう努めるとともに、多文化推進センター等の活用などを通じて、多文化共生意識の啓発を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
多文化共生への理解の促進	異なる文化への理解を深め、共生する社会を目指し、市民活動団体や関係機関と連携し、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。	地域づくり支援課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
障害に関する啓発・広報活動件数	82件	80件

社協の主な施策

【地域住民の交流の活性化】

ふれあい・いきいきサロンや地域福祉団体等の活動支援を行い、地域の交流の場の継続、居場所づくりを推進します。また、地域住民同士が交流できるよう、事業や講座を開催します。

主な事業	事業概要
住民主体の交流機会への支援	幅広い世代が参加できる交流の場が継続できるよう、地域住民主体によるふれあい・いきいきサロンや地域福祉団体の活動支援を行うと共に、地域住民や関係機関と連携を図りながら、新たな団体や交流の場の立ち上げを推進します。
交流機会の提供	社協が実施する様々な事業を通じ、参加者同士のつながり作りや身近に通える居場所づくりを推進します。また、地域で活躍している人や団体と協働で事業や講座を展開することで、活動の場や機会を提供します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
住民主体の活動に関する相談支援件数	延べ125件	延べ150件
地域住民の交流事業の実施回数	24回	30回



地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域のイベントや交流会に参加し、多文化共生への理解を深めましょう。
- ② 福祉や防災に関する講座や体験会に参加し、知識を身につけましょう。
- ③ 市や社協の広報紙・SNSなどから福祉情報を収集し、自分や家族の生活に役立てましょう。

【関係団体等ができること】

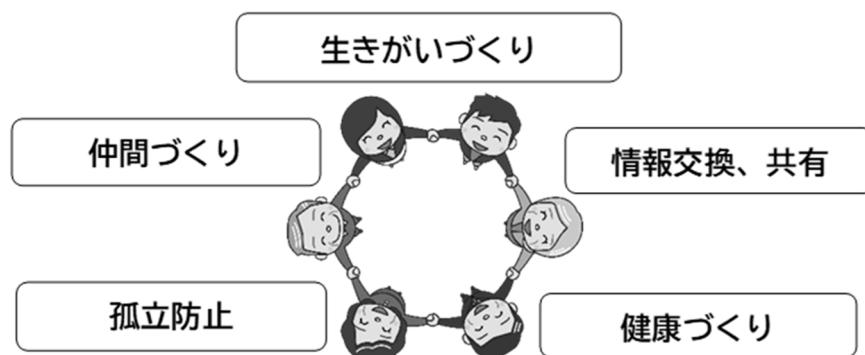
- ① 専門機関と連携し、誰もが相談しやすい支援体制を整えましょう。
- ② 多様な情報発信手段を活用し、福祉サービスの周知を進めましょう。
- ③ イベントなどを通じて、地域福祉活動への参加と協力を呼びかけましょう。



ふれあい・いきいきサロンとは

ふれあい・いきいきサロンは、地域で住民同士がつながりをつくる集いの場です。住み慣れた地域で安心して生活できるよう、参加する一人ひとりが楽しい時間を過ごしながら仲間づくりを行い、地域での自分の居場所を広げていくことができる場所となっています。

■こんな効果が期待されています



■サロン交流会

情報交換や、団体間のつながり作りのため、関係団体の協力を得ながら地域で活動しているサロンの活動者を対象にサロン交流会を実施しています。



子どもの居場所とは

子どもたちが自己肯定感や生きる力を育むことができる場所で、家庭でもない、学校でもない、安心して過ごせる第3の居場所です。

物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態も居場所であり、子ども・若者本人が決めるものとされています。

朝霞市ではどんな居場所があるの？

●地域の取組

ふれあい推進事業、子ども食堂、フードパントリー、フード・ドライブ、朝霞市青少年育成市民会議、青少年相談員朝霞市協議会 など

●地域の居場所づくり・地域活動への参加促進

児童館、児童遊園地・公園、公民館、図書館、子育て支援センター、放課後子ども教室、プレーパーク など

●体験活動

夏休みの体験活動（学習講座・ボランティア活動）、農業体験、文化・芸術ワークショップ、公民館・図書館・児童館の講座 など

●催事・イベント

彩夏祭、市民総合体育祭、文化祭、健康まつり、冬のあかりテラス、スポーツイベント、教室、映画会、コンサート、黒目川花まつり など



子ども食堂



フード・ドライブ
キャンペーン



児童館 with 子どもの居場所
ネット@はまさき児童館



基本目標3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

方向性（1）相談支援体制の充実



現状と課題

本市では、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するとともに、新たに成年後見相談やパートナーシップ・ファミリーシップ制度、こども人権相談などを開始しています。

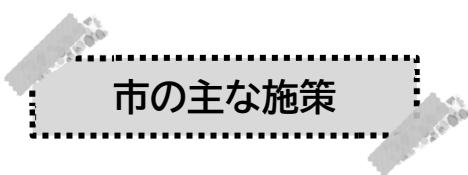
その中で、本市の福祉に関する相談件数は増加傾向にあり、高齢者世帯の増加やヤングケアラーの問題など、地域の抱える課題は複雑化・複合化しており、どこに相談してよいか分からない人も少なくないことが、アンケート調査から把握されています。

今後も、引き続き多様な課題、対象に対する相談支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援をコーディネートし、対象者の自立した生活を支援します。また、若年層への支援として、早期離職による生活困窮やひきこもり・不登校児への相談支援への充実を図り、誰もが社会との接点を持つことができる関係づくりに努めます。

さらに、対応する側の専門性・知識の向上を図るとともに、対面だけでなく電話相談や匿名での相談も受け付けることで相談できる機会を確保するなど、相談しやすい体制の整備を進めます。



【属性に捉われない相談体制の充実】

相談者の属性や相談内容に捉われない、包括的な相談を受ける体制を充実させ、こどもから大人まで、途切れることのない連携した支援・対応ができる体制を構築します。また、各種相談支援機関のそれぞれが、相談者やその世帯の抱える複雑・複合化した課題を把握し、関係機関等と連携しながら、予防・早期発見・早期対応に努めます。



主な事業	事業概要	担当課
福祉の総合相談	福祉に関して、どこに相談したらよいかわからない、複数の課題があるといった相談に福祉のワンストップ窓口として対応します。	福祉相談課
妊娠・出産包括支援事業	母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。特にリスクの高い妊婦については、妊娠届出の時点から計画的に支援を行い、子育て期に向け基盤づくりを図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。	こども家庭センター
学校に行きづらい児童生徒への支援の推進	朝霞市子ども相談室や市内各中学校のさわやか相談室において、教育相談や適応指導教室を実施します。	教育指導課

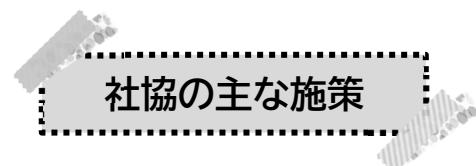
【人権相談】

人権擁護委員と連携しながら人権相談を実施し、市民の基本的人権の擁護に努めるとともに、市民の人権尊重意識の向上を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
人権相談	人権擁護委員と連携しながら、毎月第1月曜日（祝日の場合は翌週の月曜日）の午後1時から午後4時まで人権相談を実施し、市民の基本的人権の擁護に努めるとともに、人権尊重意識の向上を図ります。	人権庶務課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
福祉の総合相談件数	1,006 件	1,200 件



【包括的な相談支援の実施】

日常生活の中で感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる相談窓口が地域にあることを周知するとともに、相談会などを開催することで相談支援の充実を図ります。



主な事業	事業概要
包括的な相談支援体制の充実	地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。
福祉に関する相談会の開催	専門職による福祉に関する相談会を実施し、地域住民が気軽に相談できる機会を設け、家族・個人等が抱えている悩みの解消を図ります。

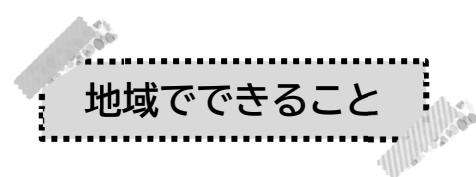
【分かりやすい福祉情報の提供】

福祉に関する情報を分かりやすく、正確に提供できるよう、様々な広報媒体を活用し福祉情報の周知を行っていきます。

主な事業	事業概要
様々なツールを活用した情報の発信	誰もが必要なときに必要な情報を得られるよう、広報紙「社協あさか」やチラシの配布などに加え、ホームページや SNS 等のデジタル媒体を活用し、分かりやすい地域の福祉情報の提供や社協の PR を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
総合相談窓口の相談件数	39 件	50 件
相談会実施回数	14 回	20 回
福祉情報の提供回数	3, 230 回	3, 500 回



【市民ができること】

- ① 身近で困難を抱えている人がいたら、相談窓口につなぎましょう。
- ② 広報紙や SNS などで日頃から福祉情報を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 相談者の属性を問わず対応できる相談体制を整えましょう。
- ② 困難を抱える人に寄り添い、関係機関と連携して支援しましょう。
- ③ 制度や支援内容をわかりやすく伝える広報に努めましょう。



地域共生社会課とは

自立相談支援事業

生活困窮で困りごとや不安を抱えている場合に、支援員が相談を受けて、情報の提供や助言を行うほか、必要な支援や制度を活用して早期の自立を目指します。

●主な制度

- ・住居確保給付金
- ・居住支援相談事業
- ・家計改善支援事業
- ・子どもの学習支援事業
- など

福祉の総合相談

福祉に関する困りごとについて、お話を伺い、抱えている悩みや課題を整理し、活用可能な制度の情報提供などを行います。

●主な相談内容（これら以外のことでもご相談ください。）

- ・ひきこもり相談
- ・成年後見制度に関する相談
- など



方向性（2） 生活困窮者等への支援充実



現状と課題

就労形態の多様化をはじめ、社会経済環境が大きく変化する中、経済的な格差が広がるとともに、生活に困窮する世帯が増加しています。

本市でも、生活保護世帯数及び保護人員は近年増加傾向にある中、相談支援を軸に、自立促進に向けた多様な支援を実施してきましたが、グループヒアリングにおいても、生活困窮者に関する相談窓口が身近にあった方がよいといった意見が上がっています。

今後も、自立に向けた支援を充実していく必要があります。

施策の方向性

生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づき、生活困窮者等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、必要な制度の活用につなげ、自立生活に向けた支援に努めます。

市の主な施策

【生活困窮者等への支援】

生活困窮者や社会的孤立に直面する人などが自立した生活を取り戻せるよう、支援の質と体制のさらなる充実を図ります。また、必要に応じて専門職との連携を図りながら、住居、就労、学習支援、社会参加の支援など多面的な課題に寄り添い、包括的かつ継続的な支援を行います。

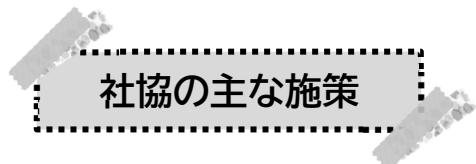
主な事業	事業概要	担当課
生活困窮者・世帯の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援相談、家計改善支援相談、住居確保給付金等活用し、安定した収入を得て生活できるよう、支援します。 また、生活困窮者に対する学習支援事業を通じて、すべてのこども・若者が学習できる環境を提供し、キャリア形成支援を充実します。	福祉相談課 こども未来課
生活保護における自立の助長	生活保護受給者に対し、経済面や日常生活、社会性など、その方に応じた自立を支援します。	生活援護課



主な事業	事業概要	担当課
教育費用の支援（①就学援助、②入学準備金及び奨学金貸付）	①経済的理由により教育の機会が失われないように、支援が必要な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。 ②経済的な理由で小中学校、高校、大学への入学資金や修学に係る費用にお困りの方に、無利子で入学準備金または奨学金の貸付けを行います。	教育管理課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
生活保護受給率	1.34%	1.36%



【生活困窮者等への支援】

関係機関と連携を図り、制度や様々な社会資源を活用し、生活の安定、生活再建などの課題解決に向け相談支援を行います。

主な事業	事業概要
生活再建のための相談支援	臨時の出費や応急的な資金を必要とする低所得者世帯に対し相談援助を行い、必要に応じて資金の貸付を行います。また、支援を必要とする低所得者世帯及び高齢者等に対し、世帯の経済的自立や生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう、埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付など関係機関につなげる支援を行います。
生活困窮者等への支援	生活に困窮している世帯に対し、生活の一助となる支援事業を実施する他、関係機関等と連携を図り、こども食堂や学習支援団体の活動など、社会資源の情報提供を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
生活困窮に関する相談支援件数	279件	300件
生活困窮者等への支援件数	69件	80件



地域でできること

【市民ができること】

- ① 生活に困っている人に相談窓口の情報を伝えましょう。
- ② 周囲の人の変化に気づき、孤立を防ぐ声かけをしましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 普段の活動を通じて、孤立している人や家庭の把握に努めましょう。
- ② 相談窓口や福祉サービスなど必要な情報の周知に努めましょう。
- ③ 社会参加や自立に向けて、地域ぐるみで継続的に支援する意識を育みましょう。



学習教室とは？

「学校の宿題や勉強を見てほしい。」
「定期テスト対策の勉強を教えてほしい。」
「進学したいけど、受験勉強のやり方が分からぬ。」
「不登校が続いている、勉強に追いつけるか不安…。」
「学校や家以外の居場所ってないかな…。」

などの不安と一緒に考えて、解決していく支援です。
また、勉強以外にも、不登校に関する相談、進学相談、奨学金の案内等、
一人ひとりの希望に合わせてサポートします。

※利用には要件があります。

<対象>①②いずれにも該当する方。

①朝霞市に住民登録がある。

②生活保護・児童扶養手当・就学援助のいずれかを受けている、または、
生活に困窮している世帯等の中学生、高校生及びその保護者。



方向性（3）自立に向けた就労の支援



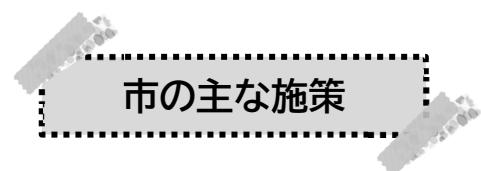
現状と課題

本市では、生活困窮者や障害者の自立に向けて、相談支援を軸に就労や家計改善など、関係機関と連携しながら支援に努めてきました。

今後も、自立した生活基盤の構築に向けて、相談・情報提供を充実する必要があります。

施策の方向性

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。



【様々な働き方への支援】

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、ハローワークや障害者就労支援センターなど関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。また、生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を促し、チームでの就職活動及び就職後の定着支援に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
障害者就労支援センターの運営	就労支援センターを運営し、関係機関や企業などと連携し、就労促進を図ります。	障害福祉課
起業・創業の支援	起業全般、事業計画、開業資金、マーケティングなどのアドバイスを行います。	産業振興課
生活保護受給者への就労支援	生活保護受給者のうち、就労可能な対象者に対し、ケースワーカー及び就労支援員などにより就労に向けた支援を行います	生活援護課
シルバー人材センターへの支援	高齢者の能力や経験を活用できる機会づくりとして、公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターに対し、運営費の一部補助を行います。	長寿はつらつ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
新規就労者数（生活保護受給者、障害者、シルバー入会者の合計）	296人	359人



社協の主な施策

【相談支援の促進】

日常生活の中で感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる相談窓口が地域にあることを周知し、相談支援の充実を図ります。

主な事業	事業概要
包括的な相談支援体制の充実（再掲）	地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
総合相談窓口の相談件数	39 件	50 件

地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域の雇用に関する情報を周囲の人々に伝えましょう。
- ② 働くことに悩んでいる人に相談窓口の情報を伝えましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 就労体験の機会を企画・実施しましょう。
- ② 地域の企業と連携して職場体験やボランティア等の受け入れを行いましょう。
- ③ 関係機関と協力し、継続的な情報発信を行いましょう。



障害者就労支援センター

障害のある人やその家族からの就労に関する相談に応じ、職場定着支援など就労に関する各種支援を行うとともに、就労ネットワークを形成し、その活用等により連携の取れた効果的な就労支援体制を促進することを目的に障害者就労支援センターを設置しております。

障害者就労支援センターでは、関係する事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、教育機関、医療機関等との連携を密にし、障害のある人の自立と社会参加の促進に向けて、就労支援、生活支援を行っています。



基本目標4 誰もが安心して生活できる支援の充実

方向性（1） 地域での見守り体制の充実



現状と課題

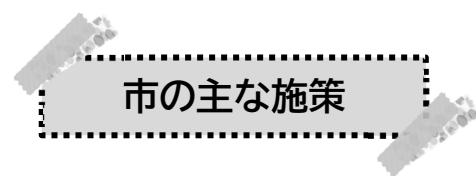
近年、自然災害が大規模化、激甚化する中、市民の安全確保が喫緊の課題となっています。そうした中、アンケート調査によると、地域の防災訓練に参加している割合は1割未満と少ない一方、災害時に近所の人に手助けすることができるとする割合は4割強と高くなっています。

推進委員会の中では、地域特性に合った小規模な防災訓練を行っていくことや、他市との連携も視野に入れていくべきなどの意見が出されています。

施策の方向性

住民同士が声を掛け合えるつながりづくりを進めるとともに、災害時の支援体制の連携を視野に、地域の関係団体や事業所等と連携した見守り体制の確保に取り組みます。

また、犯罪やトラブルの内容は多様化しているため、被害を未然に防ぐためにも、地域でつながり、お互いを気にかける関係が構築できる、安心できる生活環境づくりを推進します。



【避難行動要支援者支援制度など防災対策の充実】

災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るため、名簿の定期的な更新を行うほか、自治会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、消防団などの関係団体との協力・連携体制を推進しながら、平常時からの支援体制を充実します。

主な事業	事業概要	担当課
避難行動要支援者支援制度の推進	災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成、要支援者への登録の推奨を行います。また、自治会・町内会、民生委員児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。	危機管理室 福祉相談課 障害福祉課 長寿はつらつ課



主な事業	事業概要	担当課
防災意識の高揚	防災意識の高揚を図るため、防災に関する情報を市から発信するとともに、自衛隊、消防署及び消防団等の防災関係機関と協力し、子どもから大人まで誰でも参加できる防災イベントを実施します。	危機管理室
地域包括支援センターの機能強化	分野を超えた地域の生活課題について総合的に相談に応じるとともに、重層的かつ複合的な支援が行えるよう、関係機関と連携し、包括的総合相談に取り組みます。	長寿はつらつ課

【地域で育む見守り体制の推進】

多様な生活課題を抱える方に対し、地域の関係団体や事業所等と連携し、安心して生活できる環境づくりを推進します。

主な事業	事業概要	担当課
高齢者安心見守り支援事業（再掲）	地域の様々な活動団体、民間企業などと連携しながら、地域ぐるみで高齢者をサポートしていく体制づくりに取り組みます。また、市独自の見守りに関するサービスを周知し、必要な方に見守りが行えるように努めます。	長寿はつらつ課
妊娠・出産包括支援事業（再掲）	母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊娠婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。特にリスクの高い妊娠については、妊娠届出の時点から計画的に支援を行い、子育て期に向け基盤づくりを図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。	こども家庭センター

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
市が実施する見守りサービス利用者数 (高齢者・障害者・その他)	792人	962人



社協の主な施策

【住民主体の見守り活動の推進】

誰もが地域で孤立せず、住民が身近な地域で支え合い活動を進めていけるよう、関係団体や地域住民と連携し、支え合い、助け合いの地域づくりを推進します。

主な事業	事業概要
小地域福祉活動における見守り体制の推進	町内会・自治会、ボランティア団体など、地域住民が主体的に行う小地域福祉活動を支援し、平時から顔の見える関係性を築くことが、高齢者や児童の虐待防止などの見守り活動、災害時における支援体制の構築につながることを周知します。
地域の支え合い活動の推進（再掲）	住民同士がつながり、助け合える関係性を築いていくことで、お互いに見守りの担い手になり、安心して地域で暮らしていくよう、“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の活動を推進し、地域の支え合い活動の活性化を図ります。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
見守り活動の周知・啓発回数	16回	20回
“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の利用件数	118件	140件

地域でできること

【市民ができること】

- ① 防災訓練や講座へ積極的に参加しましょう。
- ② こどもや高齢者を見守る地域活動に参加しましょう。
- ③ 非常に備え、自分や家族の避難行動を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 防災・防犯に関する情報発信や啓発活動を強化しましょう。
- ② 連絡会議や研修会を通じて、機関連携の質を高めましょう。
- ③ 災害時の支援体制づくりに向けた訓練や協働を推進しましょう。



“住民参加型” 在宅福祉サービス『あいはあと事業』

～出「会い」・支え「合い」・見守りの「eye」～

■あいはあと事業とは？

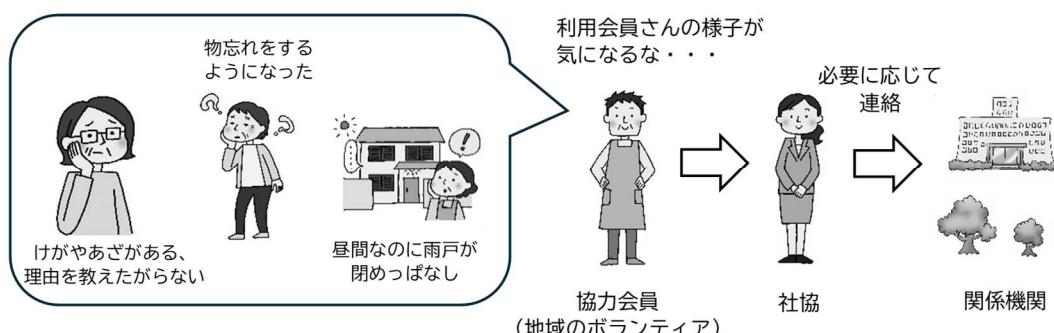
日常生活の中で「ちょっと人の手を借りたいな」、「空いているときにお手伝いがしたいな」という想いをつなげる地域の支え合い活動です。

地域の協力会員（有償ボランティア）が高齢者や障害のある人などの日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いすることをきっかけに、お互いに関係性を築き、地域の支え合いの仕組みをつくることを目的としています。

■見守りの仕組み

「あいはあと」という名前には、3つのあい（出会い・支え合い・住民同士の見守りの eye）の気持ちで行う活動、という意味が込められています。

下図のように活動中・活動時以外でも気づきがあれば連絡をいたぐなど、見守りの担い手を増やすという視点が含まれていることがポイントです。



防災イベント「朝霞市防災フェア」

朝霞市では、毎年、「朝霞市防災フェア」と称して、子どもから大人まで楽しく学べる体験型の防災イベントを開催しています。

令和6、7年度は、株式会社カインズとの共催で、根岸台の「くみまちモールあさか（カインズ朝霞店）」で開催し、来場者数は各年5,000人（推計）を超えており、定番のイベントとして定着しつつあります。

イベントの中では、災害協定機関の車両やブースの展示、起震車体験、子ども向けのスタンプラリーなど、幅広い内容で防災に関する啓発を行っており、多くの人に「自助・共助」などについて考えていただける機会となっています。



起震車



車両展示1



車両展示2



展示ブース



方向性（2）暮らしやすい住まいや移動手段の支援



現状と課題

本市でも、住居確保給付金などを通じて、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者への支援を推進しました。一方で、アンケート調査では、賃貸住居に入居が難しい高齢者に対して入居が容易になる様にしてほしいとの意見も見られます。

また、高齢者、障害がある人等への外出支援や、バリアフリー環境の整備を行う必要があるとの意見が挙がっています。

施策の方向性

地域の関係団体や事業所、埼玉県等と連携し、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成など、安定した住まい確保と公的移動手段の充実に向けた取組を推進するとともに、地域の支え合いの意識醸成など、支え合い活動によって暮らしやすさへの支援を図ります。

市の主な施策

【住宅確保要配慮者等への支援】

高齢者、障害者、生活困窮者など住宅の確保に配慮が必要な方々に対し、関係各課、居住支援法人などと連携を図りながら、居住支援相談のほか、住居確保給付金の支給などを通じて安定した住環境の確保を支援します。

また、住宅確保要配慮者への取組として、UR都市機構より50戸借り受けている市営住宅の提供と、埼玉県の提供している県営住宅の案内等を行っていきます。

主な事業	事業概要	担当課
重度障害者住宅改善費補助金	障害のある人が住み慣れた住宅で快適に住み続けられるよう重度障害者住宅改善費補助金により、改修にかかる費用の一部を補助します。	障害福祉課
高齢者住宅の提供、住替え世帯の家賃補助、住宅改善費の補助	民間アパートなどに住む高齢者が、老朽化等を理由に転居を求められた際に、住宅の提供または家賃の一部を助成します。また、居室等の改修が必要な場合、介護保険の住宅改修支給限度額を超えた分の費用に対し、助成を行うとともに、介護保険で非該当（自立）と判定された方や介護保険未申請の方に対しても、介護予防の必要性が認められる場合、改修費用の一部を助成します。	長寿はつらつ課



主な事業	事業概要	担当課
住宅確保要配慮者への居住確保の促進	住宅を自力で確保することが困難な低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現のため、居住支援法人などによる居住支援相談等を行っていきます。	開発建築課

【市内循環バス等の利便性向上】

持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。また、誰もが移動しやすく利用しやすい移送サービス、買い物支援を推進します。

主な事業	事業概要	担当課
市内循環バス等の利便性向上	持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。	まちづくり推進課
重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助	重度の心身障害のある人の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通 IC カード、自動車燃料費の中から選択制により補助を行います。	障害福祉課
デマンド交通（タクシ一補助）	バス停までの移動が困難な方で、福祉の移動支援を受けられない方などを支援するため、タクシー利用料金の補助を行います。	まちづくり推進課

【バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備】

高齢者や障害のある人を含めた全ての人の利便性、安全性に配慮した環境の整備を行っていきます。

主な事業	事業概要	担当課
バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備	高齢者や障害のある人など誰もが移動できるような道路空間のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進していきます。	道路整備課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
居住支援相談の満足度	98%	100%



社協の主な施策

【住民主体の支え合い活動の推進】

住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域住民がお互いに支え合う意識醸成を図り、住民互助の仕組みづくりを推進します。

主な事業	事業概要
地域の支え合い活動の推進（再掲）	ちょっとした困りごとを地域住民同士がお互いに助け合い、顔の見える関係性を築けるよう、“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の活動を拡充し、地域の支え合い活動を推進します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の利用件数	118件	140件

地域でできること

【市民ができること】

- ① 公共交通を積極的に活用しましょう。
- ② 住まいのことで困っている人がいたら、相談機関を紹介しましょう。
- ③ 公共交通や公共施設を大切に使い、快適なまちづくりに協力しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 住まいに関する相談窓口の周知を図りましょう。
- ② 住まいと公共交通に関する情報や課題を地域で共有しましょう。
- ③ 入居の受け入れに協力してもらえるよう、働きかけましょう。



方向性（3） 安心して暮らせるまちづくりの推進



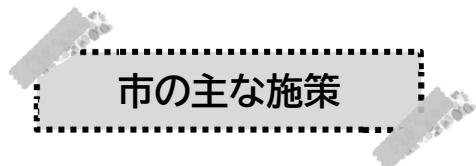
現状と課題

近年、犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯の割合が高い状況にあり、社会復帰後の支援の充実が喫緊の課題となっています。

再犯防止に向けて、医療や福祉をはじめ、住まい・就労支援など、自立した生活基盤の確保に向けた地域ぐるみの包括的な支援と見守りが求められます。

施策の方向性

地域ぐるみの見守りや各種防犯活動と連携し、犯罪の防止に努めるとともに、犯罪をした人について、地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないようにすることで、再犯の防止に努めます。



【更生保護支援】

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点の機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、活動環境の整備や情報提供などの充実に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
更生保護関係団体への支援 更生保護サポートセンターの支援 生活困窮者自立支援 更生保護活動支援事業	地域の更生保護活動を推進するため、保護司、更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、更生保護サポートセンター等の機能強化に向けて保護司会と連携しながら、保護司が安全で活動をしやすい環境の整備に努めています。また、立ち直りを支えるための生活困窮に関する相談に対応していきます。	福祉相談課

【防犯活動の推進と情報発信】

事件や災害の発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、防災行政無線や広報、SNSなど多様な手段を活用し、わかりやすい防犯・防災情報を伝える体制を進めています。また、青色パトロールの運行や地域の防犯活動を支援するなど、こどもや高齢者を守る取組を推進します。



主な事業	事業概要	担当課
防犯情報の発信 防犯活動の推進	防犯ニュースの配信、防災行政無線の放送等、様々な方法で適時適切な情報発信を通して防犯意識の高揚に努めます。青色防犯パトロールカーの運行を実施するとともに、わがまち防犯隊等による地域の自主的な防犯活動を支援し、市及び地域コミュニティによる見守り活動を推進していきます。	危機管理室

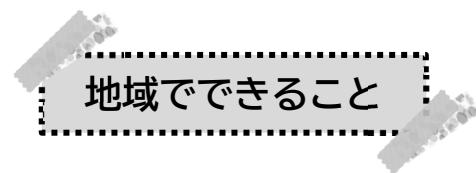
【各啓発運動への支援】

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を支援します。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と关心を高めます。

主な事業	事業概要	担当課
社会を明るくする運動 再犯防止に関する広報の推進 更生保護活動支援事業	保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を学校等と連携しながら、支援します。	福祉相談課
青少年健全育成事業の推進と自主的活動の促進	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援します。	こども未来課
犯罪や薬物防止など、非行防止教室の実施	市内 15 小中学校において、薬物乱用防止教室を実施します。また、市内中学校で非行防止教室を実施します。	教育指導課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
朝霞支部の保護司人数	16 人	27 人



【市民ができること】

- ① 更生保護の意義を理解し、立ち直りを見守りましょう。
- ② 保護司の活動など、再犯防止の啓発活動に関心を持ち、協力しましょう。
- ③ 非行防止教室などの取組に理解を深めましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 更生保護活動の周知と理解促進に取り組みましょう。
- ② 学校や地域と連携し、非行防止に努めましょう。
- ③ 社会復帰に向けて、住まいや就労の確保への支援に努めましょう。



保護司とは？

保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、立ち直りを地域で支える、法務大臣に委嘱された民間のボランティアです。市では令和7年12月1日時点で、16名が保護司として活動しています。

保護司は主に次のような活動を行っています。

①保護観察

犯罪や非行をした人に対する生活上の助言や更生を図るための約束ごとを守るための指導、面接等

②生活環境の調整

刑務所や少年院などの入所者が、出所後スムーズに社会復帰を果たせるよう、帰住先調査等の必要な受入体制の調整

③犯罪予防活動

社会を明るくする運動等の犯罪、非行をした人の更生についての地域社会への理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐための活動



朝霞地区保護司会朝霞支部防犯
パトロールの集合写真



第5章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画では、市における今後5年間の地域福祉に関わる活動や取組を地域住民、関係団体、市及び社協が相互に連携して効果的に行うことにより、計画の基本理念である「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を目指します。

また、地域福祉を推進するうえで、地域住民一人ひとりが、地域福祉の考え方や計画の基本目標、施策の方向性、活動内容を理解し、「地域共生社会の実現」に向けて取り組めるよう、市及び社協の広報紙・ホームページ・SNS等の活用や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、広く周知します。

2 計画の進行管理

本計画の進捗管理と評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に評価（Check）し、改善する（Action）、一連のPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき推進します。

計画の進行管理や評価を行うため、学識経験者や関係機関・市民活動団体の関係者、公募市民等で構成する「朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において、計画の進捗状況の把握及び評価を行います。

また、社会環境の大きな変化や制度の変更などがあった場合には、必要に応じて、本計画に記載した内容を修正し、必要な施策や事業の実施等に努めます。

なお、評価の方法については、これまで全ての数値について事業ごとの評価を行つてきましたが、今後は施策の方向性ごとに、数値だけに捉われない評価を該当課と協議して行っていきます。



第6章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の位置づけ

朝霞市地域福祉計画では「地域共生社会の構築」を主要な施策の一つとしており、高齢者、介護、障害者、こども・子育て、生活困窮といった各分野の相談支援体制を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的な相談・地域づくり支援体制を整備することとしています。

また、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対しては、積極的なアウトリーチ活動を行い、既存制度では対応できない狭間のニーズに対しては、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援等を行うこととしています。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の3に規定されており、こうした体制整備の一環として位置付けられています。

なお、この第6章を、本市の「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけ、取組を推進します。

2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 重層的支援体制整備事業の位置づけ

社会福祉法と朝霞市地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の考え方は以下に示すとおりです。

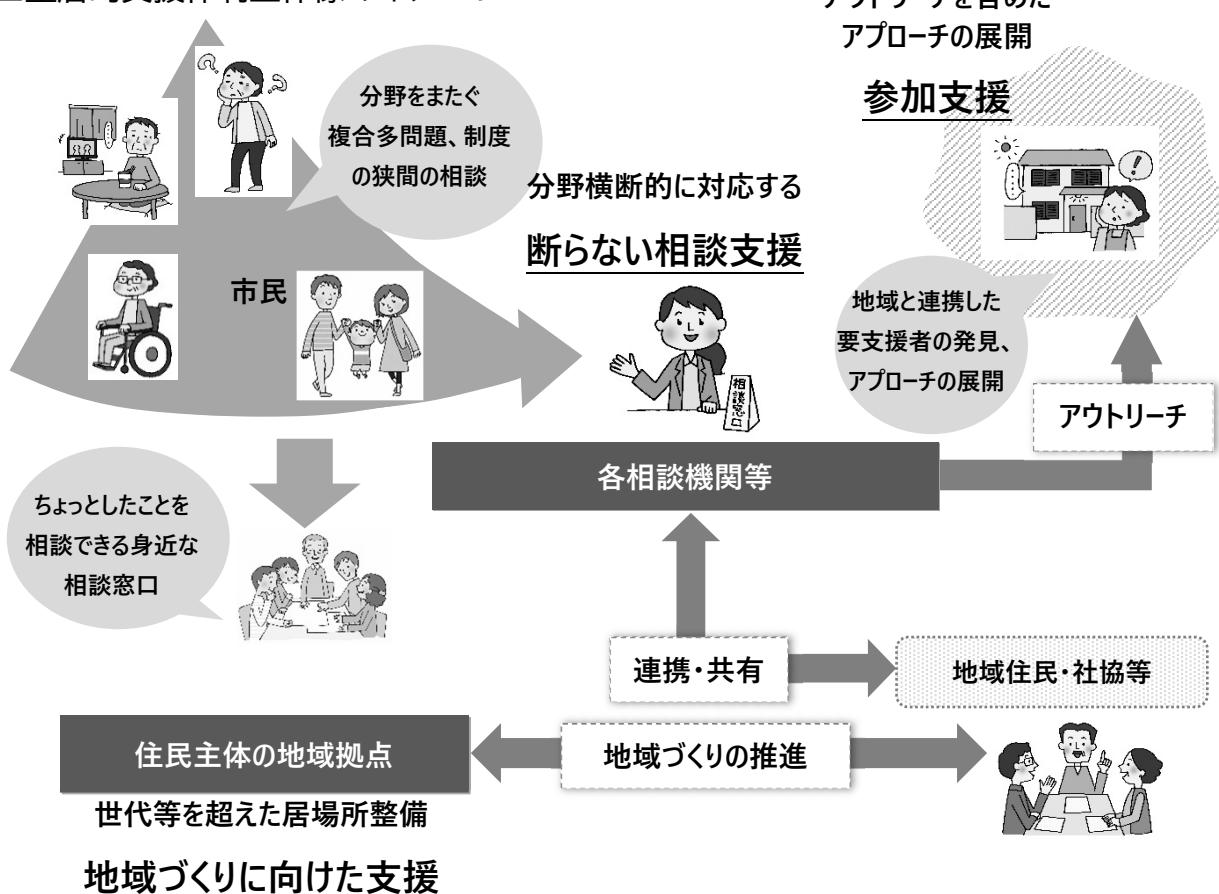
理念・考え方	地域共生社会の実現 (第4条第1項)
朝霞市地域福祉計画 の基本理念	支え合いの心を育み、 誰もが地域でつながるまち
方針・体制	分野横断の包括的な支援体制の整備 (第106条の3)
手段・事業	重層的支援体制整備事業の実施 (第106条の4)



4 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

■重層的支援体制全体像のイメージ



5 現状と課題

本市は、都心への交通利便性が高いことなどから、人口は増加傾向にある一方で、住民同士のつながりや地域コミュニティの希薄化が進み、多様な主体が関わり合う地域の絆を取り戻すことが重要な課題となっております。

こうした状況の中、8050問題や介護と育児のダブルケアなどの複雑化・複合化した問題やひきこもりやヤングケアラーなど、分野別の制度には合致しにくい制度の狭間にある問題に対応していくため、包括的な支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業を実施し、地域共生社会の実現に繋げていく必要があります。



6 具体的な取組

(1) 重層的支援体制整備事業の構築

本市では、重層的支援体制整備事業の具体的な実施に向け、相談支援の連続性の補強や、多機関連携の強化など、分野横断的な支援が切れ目なく行える体制づくりを進めています。

現状、福祉総合相談窓口をはじめとする各相談窓口において、複合的な相談内容も受け止めており、必要に応じて適切な相談窓口・機関につなげる体制をとっています。

今後も、既存の各窓口において、従来どおり個別分野を中心とした相談対応を行うとともに、複合的・分野横断的な内容については、柔軟に庁内連携、あるいは他機関との連携を図り、課題の早期解決につなげます。

(2) 包括的相談支援事業

市の福祉総合相談窓口をはじめとして、高齢・障害・子ども・生活困窮などの各相談支援機関は、相談者の属性に関わらず幅広く相談を受け止め、支援機関全体で支援に取り組みます。また、内容に応じて全庁的連携と他機関連携のもと、包括的な相談支援を実施します。

(3) 参加支援事業

複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、地域社会との繋がりを築くことを支援します。課題に応じて、既存の地域の社会資源や居場所などへのつなぎや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組みます。

(4) 地域づくり事業

これまでの高齢・障害・子ども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させ、世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所、交流機会づくりに向けたコーディネートなどを通じて、地域での多様な交流の活性化を図ります。

(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

自ら相談の窓口に行けない方など、支援が届きにくい潜在的な相談者に対する支援に向けて、アウトリーチ等を通じて本人との関係づくりを行い、地域や支援機関と連携し、対象者の把握と支援への橋渡しを図ります。関係機関との連携が必要な場合は、支援会議等を活用し、多職種連携によるアプローチに取り組みます。



(6) 多機関協働事業

単独の相談支援機関や各分野の相談支援機関相互の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した課題等について、会議を開催し、支援の方向性や支援機関ごとの役割を整理する等、事例全体の調整機能を担います。

■重層的支援体制整備事業と朝霞市の既存事業の関係

機能	国で示す既存制度の 対象事業等		担当課
包括的相談 支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの 運営(6か所)	長寿はつらつ課
	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業	障害福祉課
	利用者支援事業	妊娠・出産包括支援事業	こども家庭センター
		児童福祉に係る相談	こども家庭センター
	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援 事業	福祉相談課
参加支援事業			
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	朝霞市介護予防・日常生活 支援総合事業	長寿はつらつ課 長寿はつらつ課
	生活支援体制整備事業	地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	保育課
	生活困窮者等のための 地域づくり事業	学習支援、フードバンク、 こども食堂	福祉相談課
アウトリーチ等を通 じた継続的支援事業			
多機関協働事業			



7 推進に向けて

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、重層的支援会議と個別支援会議の設置を目指すとともに、他の関連会議や個別支援会議等と連携を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。

・重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものです。

重層的支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定し隨時開催とします。

・個別支援会議

本人同意が得られない段階で支援体制の検討が必要な場合などにおいては、守秘義務を課した支援会議を実施して円滑な支援につながるよう努めます。



第7章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行うことによって、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成12年（2000年）から導入されましたが、全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、国では、平成28年（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行され、平成29年（2017）年に「第1期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。令和4年（2022）年には、更なる施策の推進を図るために「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。

促進法において、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされているため、「朝霞市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この第7章を、促進法第14条に基づく本市の「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



3 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

4 成年後見制度の概要

認知症や知的障害、精神障害などにより、財産の管理や必要な福祉サービスの利用契約を結ぶことが難しい方々のために、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わり、本人の意思を尊重した上で、心身の状態や生活状況に配慮しながら個人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

①法定後見制度

既に判断能力が低下している方のための制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの支援内容に分かれ、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所が本人の支援者として適切な方を選任します。

たとえばこんな時・・・

- ・預貯金の引き出しなど、金融機関での手続きが自分ひとりでできない
- ・訪問販売や悪徳商法の被害に何度もあってるので防止したい
- ・知的障害のこどもに関する手続きは、親である自分が行いたい。そして、自分が死亡した後は安心できる人にみてもらいたい など

②任意後見制度

将来、判断能力が衰えたときに備えて、「誰に何を頼みたいのか」などをあらかじめ決めておく制度です。判断能力があるときに、公証役場で公正証書を作成して、任意後見人となる人（任意後見受任者）と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行うことにより任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。

たとえばこんな時・・・

- ・将来認知症になったり、病気で倒れたときに、介護に関することなどの手続きを誰かに頼みたい
- ・まだ判断能力はしっかりしているが、一人暮らしのため将来が不安 など



5 現状と課題

朝霞市では、65歳以上の高齢者人口と要介護認定者数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数も増加傾向にあります。

一方で、アンケート調査では、成年後見制度を知らない、とする割合が7割強と高く、また将来制度を利用したいかわからないとする人の理由として、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が最も高くなっています。

今後は、成年後見制度についての周知をはじめ、制度を必要とする人が安心して相談できる窓口の整備や制度の円滑な利用に向けた体制づくりが求められます。

①成年後見制度の利用状況

朝霞市に住民登録している人の制度利用者数は、令和6年中は155人であり、要介護認定者及び療育手帳・精神保健福祉手帳所持者のうち、約0.2割程度の利用率となっています。

■成年後見制度利用者数 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
後見	116	123	126	125	128
保佐	21	20	22	25	23
補助	1		1	3	3
任意後見	0	2	2	1	1
合計	138	145	151	154	155

資料：さいたま家庭裁判所による市区町村申立件数等調査結果より

②市長による申立て件数、申立費用及び報酬助成の実施状況

朝霞市では、成年後見制度の利用にあたり、家族や親族等による申立てが期待できない方に対して、市長による申立てや、市長による申立てのうち成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、報酬助成を行っています。

なお、市長による申立事務件数や報酬助成対象者数は増加傾向にあり、令和6年は市長による申立て件数が12件、令和6年度の報酬助成人数は14人となっています。



■市長申立て件数推移

(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者	5	7	7	7	8
障害者	2	2	2	2	4

資料：埼玉県による成年後見制度利用状況等調査結果より

■市長申立て費用助成人数推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	8	5	8	6	9
障害者	3	1	1	3	5

■報酬助成人数推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	6	6	5	4	6
障害者	0	2	3	4	8

6 具体的な市の取組

(1) 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度による支援を必要とする方が安心して利用できるよう、相談窓口を設けて相談支援を行うとともに、制度の周知と正しい理解の促進を図るため、普及・啓発活動に取り組みます。

(2) 中核機関の設置

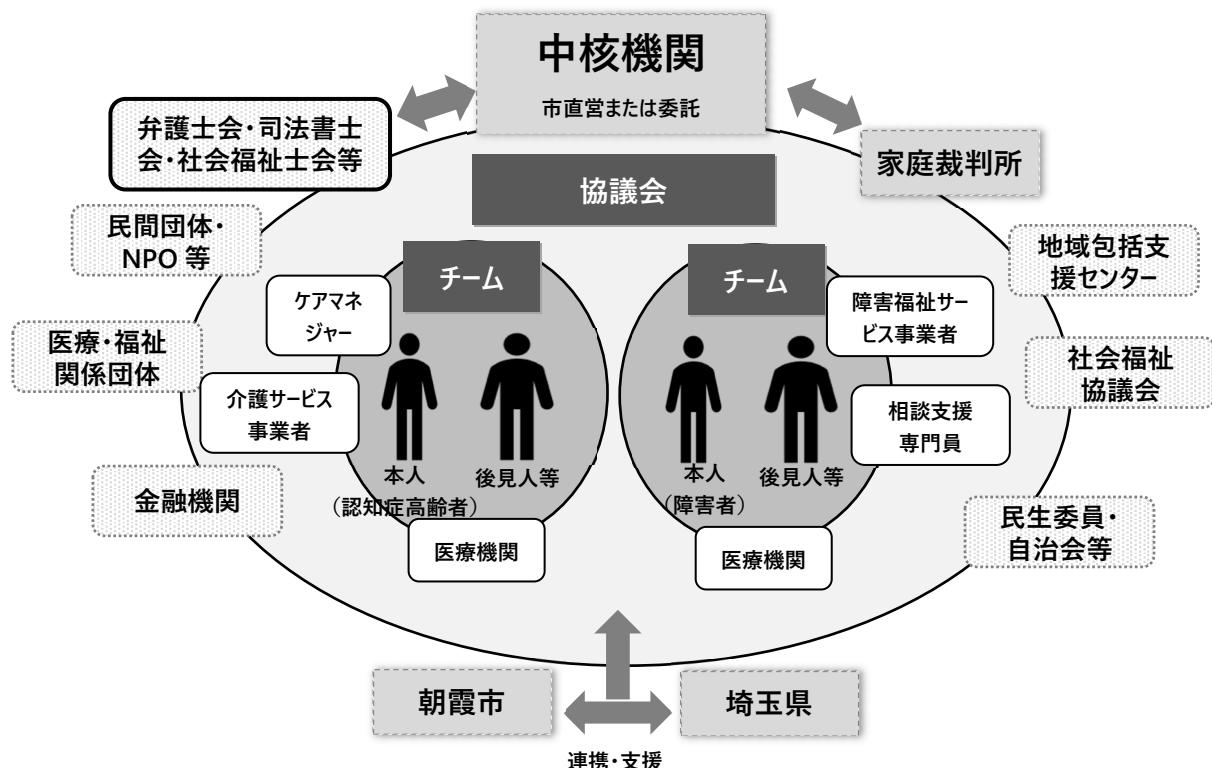
権利擁護支援を必要とする方を適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」の運営主体を検討し、設置します。運営主体は社会福祉協議会への委託等、様々な形態があります。まずは早期に、成年後見制度利用促進法第14条第2項に基づく審議会の設置を進め、中核機関の在り方を検討します。

●地域連携ネットワークとは

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築し、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。



■地域連携ネットワークのイメージ図（厚労省資料を基に作成）



地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能 後見人支援機能

(3) 成年後見制度利用支援事業の推進（市長申立て、申立費用・報酬助成）

市長による審判請求（市長申立て）、申立費用及び後見人等の報酬助成の取組を進め、制度を必要とする方が円滑に利用に繋がるよう支援します。



(4) 市民後見人の養成、法人後見事業の推進

制度利用の需要増加が見込まれる中、専門職及び親族以外の地域住民が成年後見人等として活躍できるよう、市民後見人の養成及びフォローアップ体制を、社会福祉協議会とともに整備します。また、法人後見事業の適正な実施のため法人後見事業運営委員会において社会福祉協議会と協力し、法人後見事業の活動を支援します。

■指標と目標（再掲）

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
中核機関の設置	検討	設置

7 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、府内関係部局等と緊密に連携しながら、制度利用の促進を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。



市民後見人とは

弁護士や司法書士の資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等です。

養成研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身に付け、登録後、家庭裁判所から選任された方が、判断能力が十分でない方の生活を地域で身近な立場から支援を行います。

法人後見とは

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の福祉の専門知識や体制等を整えた法人が、成年後見人等となることです。

親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない方の支援を行います。



第8章 再犯防止推進計画

1 計画の位置づけ

近年、犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯者の割合が高い状況にあり、社会復帰後の支援の充実が喫緊の課題となっています。

犯罪をした人の中には、貧困、虐待など家庭環境の問題だけでなく、必要な医療や福祉的支援を受けられないことが要因となるケースなど、様々な生きづらさや困難を背景としています。そのため、再犯防止には、医療や福祉だけでなく、住まいの確保や就労支援など、自立した生活基盤を得られるよう、地域ぐるみの包括的な支援と見守りが重要です。

そこで、この第8章を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき市が定める「朝霞市再犯防止推進計画」と位置づけ、取組を推進します。

2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 現状と課題

朝霞市では、検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）が増加しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが課題です。犯罪に至る要因として、家族や地域社会との繋がりが希薄であり、孤立しているといった問題を抱えている人も少なくありません。

このような犯罪の繰り返しを食い止めるためにも、保護司の活動の促進を図るとともに、市民の関心と理解を深めるよう、広報・啓発活動に努めます。



4 具体的な市の取組

(1) 相談支援の充実

犯罪をした人やその家族が抱える複雑・複合化した相談を福祉総合相談窓口をはじめとする各相談支援機関により包括的に受け、生活困窮相談や福祉サービス等の支援を適切に受けられる体制づくりに取り組みます。

(2) 地域での安定した生活基盤の確保

関係機関、団体、企業等と連携し、就労支援や居住支援相談等による住まいの相談など、地域での安定した生活基盤の確立に向けた包括的な支援に取り組みます。

(3) 更生保護活動への支援

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点となる更生保護サポートセンター等の機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、保護司が安全で活動をしやすい環境の整備に努めています。

(4) 各啓発運動への支援

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた社会を明るくする運動等の啓発活動を支援し、再犯防止活動に対する市民の関心を深めていきます。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と関心を高めます。

5 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、府内関係部局等と緊密に連携しながら、切れ目ない支援の実施を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。



社会を明るくする運動

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支え、新たな被害者も加害者も生まない安全・安心な地域社会を目指す全国的な運動です。毎年7月を強調月間として、全国各地で様々なイベントが展開されます。

市では保護司会及び更生保護女性会の方たちや学生等と協力し、毎年駅頭での啓発活動として、啓発品の配布を行っています。



朝霞駅前での啓発品配付の様子



資料編

1 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市地域福祉計画推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく朝霞市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉に関する活動を行う者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉相談課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。



2 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が策定する朝霞市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、朝霞市が策定する朝霞市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）と内容の一部を共有し、さらには福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込むなどの連携を図ることが期待されている。このような状況を踏まえ、活動計画の策定及び推進に関し必要な事項を福祉計画と一体的に調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例（平成25年条例第8号。以下「条例」という。）に基づき設置される朝霞市地域福祉計画推進委員会の理解を得て、同様の構成員による朝霞市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 活動計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 活動計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、活動計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、条例第4条の規定により、市長から委嘱された者を充て、本会の会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、条例第5条の規定により選定された者が兼ねるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝金及び費用弁償)

第6条 謝金及び費用弁償は、支給しない。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、条例の例による。



3 朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿

	団体等	氏名
1	学識経験者	丸山 晃
2	学識経験者	宮本 雄司
3	学識経験者	川村 岳人
4	社会福祉法人常盤会（大山保育園園長）	池田 玉季
5	地域包括支援センター（つつじの郷）	新坂 康夫
6	認定・埼玉県指定NPO法人メイあさかセンター	尾池 富美子
7	朝霞市地域防災アドバイザー	村串 克己
8	サロン・おたっしゃくらぶ（高齢者サロン）	横田 曜子
9	社会福祉法人朝霞地区福祉会（朝光苑）	田畠 康治
10	株式会社SHUHARI	中村 敏也
11	朝霞市民生委員児童委員協議会	土佐 隆子
12	朝霞市自治会連合会	中村 加津雄
13	朝霞地区シルバー人材センター	木村 宏
14	朝霞地区保護司会朝霞支部	伊藤 允光
15	朝霞地区医師会（なおあきクリニック 院長）	池田 直弥
16	公募市民	山岸 亮
17	公募市民	岡田 都子
18	公募市民	小川 律子



4 計画の策定経過

※「推進委員会」は、「朝霞市地域福祉計画推進委員会」と「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」を合同で開催しているものです。

年月日	事項	主な内容
令和6年 5月13日	令和6年度 第1回推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・委員長及び副委員長の選任・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について・第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画 の策定 について
8月5日	令和6年度 第2回推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査について・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価（重点施策以外）について
10月1日	令和6年度 第3回推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査について・第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画 策定に係る地域懇談会について・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の評価について
11月8日～ 11月29日 (児童生徒調 査は11月15 日～)	アンケート調査	<p>下記の方を対象としたアンケート調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none">・市内在住の18歳以上の方（市民調査）・市内の小学5年生、中学2年生、高校2年生相当にあたる方（児童生徒調査）・市内で福祉・医療・介護または教育・保育機関で業務を行う方（専門職調査）・市内に組織されている福祉関係団体の方（団体調査）



年月日	事項	主な内容
11月26日～ 12月7日	地域懇談会	・市内6か所で、ワークショップ形式の懇談会を実施
令和7年 1月29日	グループヒアリング	・アンケート調査で参加の承諾をいただいた14団体（子ども、高齢者、障害者、地域活動の4分野）に対するグループヒアリング
3月14日	令和6年度 第4回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の策定に係るアンケート調査・団体ヒアリングの結果報告について ・第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の策定に係る地域懇談会の結果報告について ・グループディスカッション
5月27日	令和7年度 第1回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画の骨子（案）について ・基本理念の検討について
8月22日	令和7年度 第2回推進委員会	・第5期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画 素案について ・成年後見制度利用促進計画について
10月14日	令和7年度 第3回推進委員会	・前回会議からの変更点について ・各個別計画について（第6章から第8章）
10月22日	オープンハウス	・第5期朝霞市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）に係るオープンハウス（市民意見交換会）
11月5日～ 12月4日	市民コメント 職員コメント	・第5期朝霞市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）に係る市民コメント・職員コメント（意見募集）
令和8年 1月7日	令和7年度 第4回推進委員会	



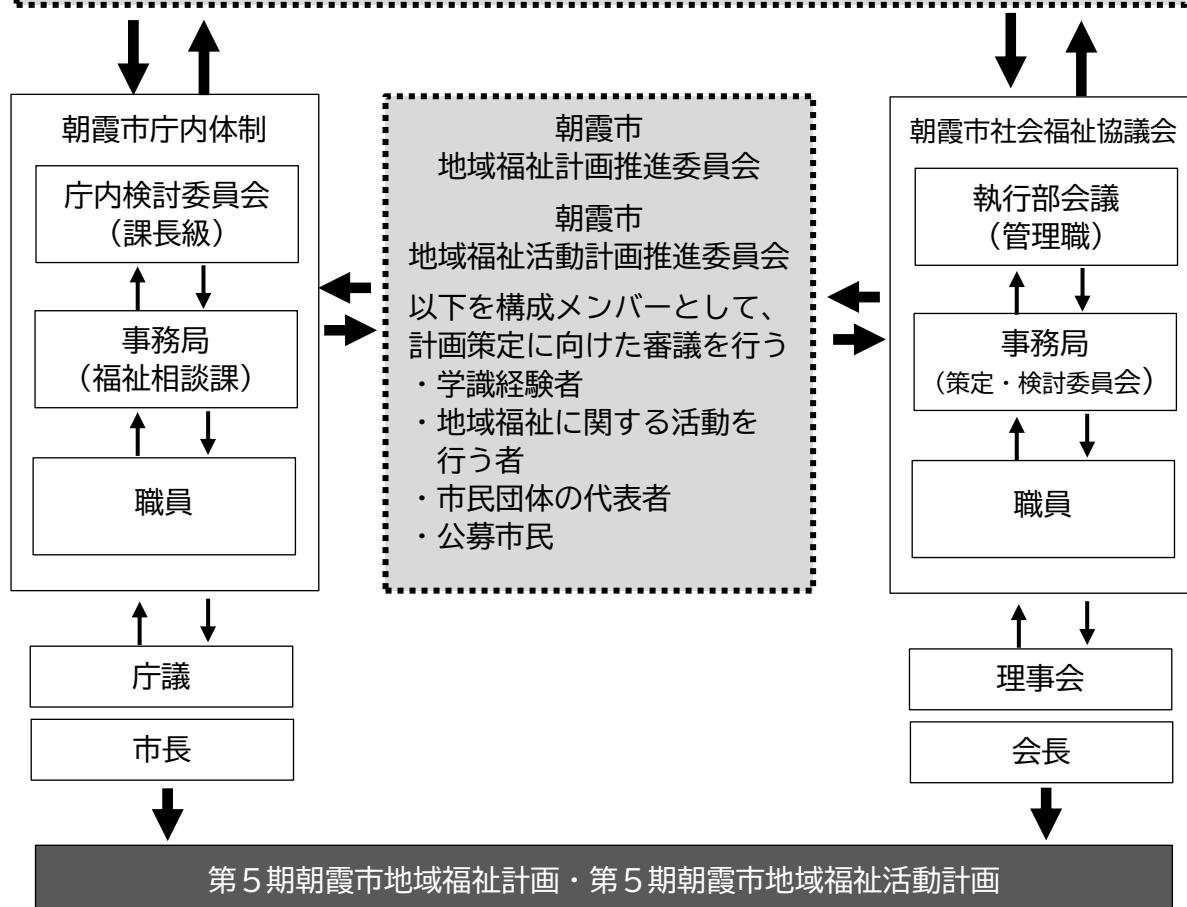
5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉関係者、学識経験者、公募市民から構成される朝霞市地域福祉計画推進委員会及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において内容の審議を行いました。

また、市民、若者、専門職、団体を対象に実施したアンケート調査や、グループヒアリングの実施、地域懇談会、市民コメントの実施等を通じ、広く市民・関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

■計画の策定体制

- ・市民調査（地域福祉に対する市民意向や地域課題を把握）
- ・児童生徒調査（将来の福祉の担い手となる若者の地域福祉への意識等を把握）
- ・専門職調査（専門分野の視点から、地域福祉の課題等を把握）
- ・団体調査・グループヒアリング（活動当事者の視点から、課題等を把握）
- ・地域懇談会（地域の福祉課題を洗い出し、解決方法を探るとともに、懇談会を通じて「地域福祉活動」の活性化に向けた機会とする）
- ・市民コメント（市民から意見を募集）



* [] は、市民参加による策定プロセス



6 市民コメント・職員コメントの結果と対応

1 市民コメントの実施概要

(1) 内容	令和8年度を計画開始年度とする第5期朝霞市地域福祉計画・地域福祉活動計画について、素案がまとめたことから、市民に御意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和7年11月5日（水曜日）から令和7年12月4日（木曜日）まで ※令和7年10月22日（水曜日）に策定に係る市民意見交換会を開催し、来場された方の御意見を聴きました。
(3) 意見提出の対象者	(1) 市内に住所を有する方 (2) 市内に事務所または事業所を有する方 (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する方 (4) 市内に存する学校に在学する方 (5) 第5期朝霞市地域福祉計画・地域福祉活動計画について利害関係を有する方
(4) 公表した資料	第5期朝霞市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）
(5) 意見提出者数及び意見数	4名、12件 ※地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に係るオープンハウス（市民意見交換会：令和7年10月22日開催）において直接聴取した意見やアンケートで提出された意見も含みます。

2 職員コメントの実施概要

(1) 内容	令和8年度を計画開始年度とする第5期朝霞市地域福祉計画・地域福祉活動計画について、素案がまとめたことから、職員に御意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和7年11月5日（水曜日）から令和7年12月4日（木曜日）まで
(3) 公表した資料	第5期朝霞市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）
(4) 意見提出者数及び意見数	1名、4件 ※地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に係るオープンハウス（市民意見交換会：令和7年10月22日開催）において直接聴取した意見やアンケートで提出された意見も含みます。

3 意見に対する対応方針

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案の一部を修正しました。計画案へ反映されなかったご意見についても、今後の参考意見として十分に踏まえながら、計画の実施を進めてまいります。



7 用語説明

	用語	内容
あ	アウトリーチ支援	支援が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求めるられない、または求めない人に対し、対象者の生活の場に赴き、積極的に働きかけて必要なサービスや援助につなぐ方法。
	青色防犯パトロール	自動車に青色回転灯等(回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯)を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロール。
	インクルーシブ	「すべてを含む」「包括的」という意味で、障害の有無、性別、国籍、年齢などに関わらず、多様な人々が互いの違いを尊重し合い、分け隔てなく共生しようとする考え方。
	SNS	英語の social networking service の略で、登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービス。代表的なサービスとして Instagram、X (旧 Twitter)、Facebook、Line などがある。
	NPO	英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。そのうち、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）に基づく法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）という。
か	介護予防	要介護状態となるのを防いだり、要介護状態の人が重度化するのを防ぎ、改善を図ること。
	家庭裁判所	夫婦や親子間の問題（家事事件）と、20 歳未満の少年が非行を犯す事件（少年事件）を専門に扱う裁判所。成年後見制度において、成年後見人等を選任する。
	虐待	高齢者、障害のある人、子どもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといった嫌がらせや無視など、多様な形態がみられる。
	共同募金運動	社会福祉を目的とする民間団体（NPO、ボランティア団体など）が実施する活動を支援し、地域福祉の推進を図るための募金活動の名称。



用語	内容
居住支援法人	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）が民間賃貸住宅に入居できるよう、家賃債務保証、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人。都道府県が指定する。
ケースワーカー	精神的・肉体的・社会的な面で何らかの支援を必要とする人に対し相談支援を行う専門職。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命から、不健康な期間を差し引いたもの。
公証役場	公証人が執務する事務所。公正証書作成や私文書の認証、確定日付の付与などを行う。
公正証書	私人（個人又は会社その他の法人）からの嘱託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年が、実社会の中で一般社会の一員として、健全で安定した生活を送ることができるよう、必要な指導と援護を行い、その再犯を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動のこと。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
こども食堂	主に地域のボランティアやNPOによって運営され、子どもたちに対し栄養のある食事を提供する場。孤食の解消や食育の推進を目的としている。
子どもの貧困	生まれ育った環境によって、多くの家庭では当たり前の生活環境や教育の機会が得られない子どもたちの状況を指す。
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯等に対し、見守りや課題の発見、相談援助など、そのような人たちが地域の中から孤立しないように必要なサービスや関係者、専門機関へのつなぎなどの中心的な役割を担う人や機関のこと。地域の多様な生活課題に向けての新たな支援の仕組みづくりなども行う専門職。
さ 災害ボランティアセンター	災害時に主に被災地の市区町村社会福祉協議会によって臨時的に設置されるボランティアセンター。行政や支援団体、ボランティアと連携し、被災者への生活支援や地域の復興支援を行う。



用語	内容
サロン	高齢者や子育て世代等の集い・通いの場。地域住民が主体となって運営を行い、身近な地域での孤立を防ぐなど、様々な交流の機会となる活動。
自主防災組織	地震等の大規模災害に備え、自治会・町内会単位で、いざという時の役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施等を行う、地域ぐるみで防災活動に当たる組織。
シニアクラブ	高齢者が仲間とともに趣味活動や社会奉仕などの活動を通じて、健康の増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送ることができるよう、さまざまな活動を行う組織。
市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された、弁護士・司法書士などの資格を持たない親族以外の市民。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置されている、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる「福祉のまちづくり」を推進している。
社会を明るくする運動	犯罪や非行のない安全で安心な社会を目指す、地域に根ざした国民運動。
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、さまざまな理由で賃貸住宅を借りることが困難な人。
生涯学習社会	生涯を通じて、いつでもどこでも自由に学習機会を選び、その成果を適切に評価・活用できる社会。
障害者手帳	身体障害、知的障害、精神障害の人が、公的な福祉サービスや各種支援を受けるために交付される手帳。
小地域福祉活動	自治会や小学校区など身近な地域で、住民が主体となって地域課題の解決を目指す福祉活動。
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域の活性化に貢献する組織。
新型コロナウイルス感染症	重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2 (SARS-CoV2)による感染症。2020年1月、WHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言された。日本では2023年5月、6類感染症に移行したが、ウイルスの変異により、流行を繰り返している。



用語	内容
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に對し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援を行いながら介護サービスの基盤を整備するために、地域の関係機関と調整を行う専門職。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。
成年後見制度	判断能力の不十分な認知症高齢者や障害のある人等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。
総合相談窓口	対象を限らず、ワンストップで相談を受け、必要に応じて関係部署につなぐ役割を果たす窓口。
た ダブルケア	狭義では子育てと介護を同時に担う状態。広義では家族や親族との密接な関係の中で、複数のケア関係と複合的課題がある状態。
多文化推進サポートー	朝霞市からの依頼で、通訳・翻訳・文化交流の活動を行う人。
地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括支援センタ ー	介護保険法により設置され、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。
地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援等、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者や障害者をサポートする地域の包括的な支援・サービス提供体制。
DV（ドメスティック バ イオレンス）	英語の Domestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」。配偶者や恋人、親子など、親しい関係の人から加えられる暴力。



	用語	内容
	デマンド交通	利用者の予約に応じて運行する地域公共交通。
な	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる人。養成講座の受講を通じて、サポーターとなることが可能。
は	パートナーシップ・ファミリーシップ制度	一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なる、または性的指向が異性のみではない人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度。
	8050 問題	80代の親が50代の子どもの生活を経済的、精神的に支えることで、親子ともに孤立や生活困難な状況に陥る社会問題。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障害や、心理的な障壁などを取り除くこと。
	ハローワーク（公共職業安定所）	国が所管する、職業紹介事業を行う機関。職業紹介や就職支援のほか、雇用保険に関する各種手当・助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務等を行う。
	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態。
	避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人。
	避難行動要支援者台帳	避難行動要支援者のうち、関係機関（市、社協、消防署、包括支援センター、自治会・町内会等）で情報共有すること等に同意の意思を示した人の情報を登録したもの。
	福祉タクシー	高齢者や身体に障害のある人など、移動に支援が必要な人をサポートする特別な設備を備えたタクシー。
	福祉避難所	災害時に特別な配慮が必要な人々（要配慮者）を受け入れるために設けられる避難所。
	不登校	何らかの 心理的、情緒的、身体的あるいは社会的因素・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、病気や経済的な理由以外で、年間30日以上学校を欠席した児童生徒の状態。



	用語	内容
	法人後見	社会福祉法人やNPO法人など法人が成年後見人等となり、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を支援する制度。
	保護司	法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。地域社会の中で、犯罪をした人や非行のあった少年の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っている。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応している。
や	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
	UR都市機構	都市の整備改善やUR賃貸住宅の供給・管理を行う国土交通省所管の独立行政法人。
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無、文化、言語、国籍などに関わらず、誰もが利用することができるよう設計（デザイン）された製品、サービス、環境。
	療育手帳	知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付する手帳。
わ	ワークショップ	一般的に、体験型セミナー・会議と言われ、参加者同士で話し合いながら、理解を深めたり、案を作り上げるための会議の進め方。



第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画 令和8（2026）年3月

発行 朝霞市
社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

編集 朝霞市福祉部福祉相談課
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
TEL 048-463-1111 (代表)
FAX 048-463-1025
<https://www.city.asaka.lg.jp/>

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進課
〒351-8560 埼玉県朝霞市浜崎51-1
TEL 048-466-2479 (代表)
FAX 048-486-2418
<https://www.asaka-shakyo.or.jp/>

音声コード

音声コード